

令和8年度杉並区立公園における

移動販売車（キッチンカー）出店者募集要項

1. 募集の目的

杉並区立公園において、移動販売車を利用して飲食物を販売することで、公園の魅力向上・にぎわいの創出を図ることを目的とする。

移動販売車出店のコンセプト

- すべての世代に喜ばれる・魅力的で楽しめる移動販売車とその運営
- 公園利用者・近隣の方々へ賑わいを提供
- 地元・地域商店の方々との共存

2. 定義

この要項において「出店者」とは、杉並区立公園において、飲食物を自動車（二輪車等を除く）で販売する、出店者登録を受けた個人・法人・任意団体をいう。

3. 募集概要

区立公園における出店者の募集及び登録を行う。

(1) 移動販売車の用途

公園便益施設（都市公園法第2条2号7項）の売店等としての移動販売車

(2) 出店公園と最大出店台数

- 井草森公園（杉並区井草4-12-1）：2台/日（別紙1）
- 柏の宮公園（杉並区浜田山2-5-1）：3台/日（別紙2）
- 蚕糸の森公園（杉並区和田3-55-30）：1台/日（別紙3）
- 下高井戸おおぞら公園（杉並区下高井戸2-28-23）：3台/日（別紙4）
- 馬橋公園（杉並区高円寺北4-35-5）：2台/日（別紙5）
- 桃井原っぱ公園（杉並区桃井3-8-1）：3台/日（別紙6）
- 塚山公園（杉並区下高井戸5-23-12）：1台/日（別紙7）

(3) 受付期間

令和8年1月9日（金）～令和8年2月27日（金）

(4) 出店期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

（年末年始及び区の都合により出店できない日がある。）

※ 感染症による感染拡大防止や自然災害等のため、出店を延期・一時中止する場合がある。

(5) 出店時間

原則として午前10時から午後4時30分まで

※桃井原っぱ公園は午後5時まで

(6) 出店規模

使用面積は15m²

※車両は、全長5m、幅2m程度までとする。

(7) 販売物

区が適当と認めた飲食物

※酒類および公園利用者のための飲食物の販売にふさわしくないものを除く。

(8) 使用料

1,500円/日

4. 出店者登録資格

(1) 次の各号のいずれにも該当する個人・法人・任意団体は、出店者の登録をすることができる。

(ア) 「1. 募集の目的」に同意できる者

(イ) 食品衛生責任者の資格を有する者

(ウ) 都内保健所から自動車関係営業許可を受けた者又は杉並保健所で食品関係営業届出を行った者

(エ) 生産物賠償責任保険（P L保険）等に加入している者

(オ) 令和8年4月1日から過去5年間に食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）その他関係法規に違反していない者

- (カ) 杉並区自動車による食品営業に係る営業許可等取扱要綱（平成17年3月17日杉並第92211号）を遵守したうえで、出店できる者
- (キ) 個人の場合は都内に住所、法人の場合は都内に主たる事務所を有する者
- (ク) 自ら移動販売車を所有している者（レンタル車は不可）
- (2) 次の各号のいずれかに該当する個人・法人・任意団体は、出店者の登録ができない。
- (ア) 杉並区暴力団排除条例（平成24年3月22日条例第5号）に基づく暴力団、暴力団員及び暴力団関係者。杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当する団体
- (イ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年12月7日外法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体、その団体の役職員及び構成員
- (ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日外法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する者
- (エ) 会社更生法（平成14年12月13日外法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年12月22日外法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされている者
- (オ) 銀行取引停止処分を受けている者
- (カ) 公序良俗に反する者
- (キ) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (ク) 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で判決が確定していない者。有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- (ケ) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、未成年者、被補助人）
- (コ) 法人の場合は法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- (サ) 杉並区議会議員、杉並区長、副区長及び地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第180条の5第1項及び第3項に定める委員会の委員又は委員が、代表者その他の役員である団体（区が資本金その他これに準じるものとの2分の1以上を出資している団体を除く）
- (シ) 前各号に定めるもののほか、登録することが不適当であると認められる者
- ※虚偽申告・区の許可なく無断で出店の休止や中止を続ける不誠実な行為・その他必要事項に違反があった場合、区は出店者登録を取り消す。

5. 登録通知

出店者登録した者には、区から登録した旨の通知を行う。

6. 公園施設設置許可申請

出店者登録後、区から送付された公園施設設置許可申請書に必要事項を記載し、来庁、電子メール、FAXのいずれかにて、みどり公園課運営グループ宛に提出すること。許可書は、出店日までに受領すること。申請から許可までには2週間程度要する。

7. 出店調整

出店者は、区が用意する出店希望表に出店希望日を入力のうえ、必ず提出期間内に、登録フォームにて、みどり公園課運営グループ宛に提出すること。各公園の出店希望台数が最大出店台数を超えた場合は、抽選にて出店の調整を行う。なお、提出期間内に提出がない場合、抽選の権利はない。出店調整は、数か月に1度行う。

8. 経費負担等

- (1) 出店者は、出店日までに直接区役所に来庁し、使用料の納付を行うこと。使用料の不還付の規定は杉並区立公園条例による。
- (2) 手続に係る費用（事務費・交通費等）、その他営業に係る費用（仕入費、人件費、燃料費等）は出店者の負担とする。

9. 募集から出店までの流れ



10. 提出書類 (窓口提出のみ)

- (1) 出店者登録申込書 1部※

(移動販売車の外観及びナンバープレート等が確認可能な写真を含む)

※出店者登録は、車両1台のみ

- (2) 添付資料 1式

- 定款（法人のみ）
- 事業概要書（法人は会社案内でも可能）
- 食品衛生責任者の資格を有することを確認できるものの写し（栄養士、調理師等）
- 自動車関係営業許可書・営業の大要の写し（都内保健所が発行したもの）※
- 食品関係営業届出を提出したことを確認できるもの※
- 生産物賠償責任保険（P L保険）等の証券の写し
- 自動車検査証（車検証）の写し
- 自動車検査証記録事項の写し（車検証に有効期限が記載されていない場合）
- 同意書

11. 衛生・安全・環境対策

出店等（準備・撤去時を含む。）においては、次の各号のほか、区及び公園管理事務所の指示に必ず従い、衛生、安全等に対し、万全の態勢を整えるものとする。なお、杉並保健所から立入検査があった場合、速やかに応じること。

（1）衛生

- ア 食品衛生法その他の関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策の徹底に努めること。
- イ 出店者は、自動車関係営業許可済の標識を移動販売車の見やすい箇所に取り付けるとともに、出店中は自動車関係営業許可書を常に携帯し、杉並保健所等から提示を求められたときは速やかに応じること。
- ウ 食品衛生責任者の氏名を、移動販売車の見やすい場所に掲示すること。

（2）安全

- ア 出店者は、公園利用者等の安全を最優先に考え、刃物、調理器具、火気・熱源等について厳重に管理すること。特に、火気を使用するときは、公園利用者等のやけど防止に努めること。公園内の草木及び公園施設に燃え移らないようにし、消防用具をあらかじめ用意する等、細心の注意を払うこと。
- イ 火気使用器具等（液体燃料・気体燃料・固体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具）を使用する出店者は、東京都火災予防条例等の関係法令を遵守し、必要な手続き及び措置を行うこと。また、機器の点検・使用方法等の安全確認を十分に行うこと。

（3）環境対策

- ア 公園内の美化に努め、移動販売車の周囲を清掃すること。
- イ 出店者は、店頭に専用のごみ箱を設置し、購入者がごみを容易に捨てられる環境を整える

こと。また、出店者は、販売した食品、容器、箸等のごみを持ち帰り、法令等に従って適切に処分すること。特に、公園内での汁物や油類の廃棄は厳禁とする。なお、出店者は、公園利用者が公園内の他店で購入した容器・箸等のごみについても受け入れること。

ウ 使用する車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年

12月22日東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(ア) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(イ) 自動車から排出される窒素炭化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年6月3日外法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(ウ) 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

12. 搬入・搬出

(1) 搬入のための移動販売車の公園内通行は、午前9時からとする。また、近隣に配慮し、音の出る発電機等の使用は、午前9時30分から出店終了までとする。

(2) 出店終了後は速やかに公園から退出すること。

(3) 搬入・搬出時は、公園利用者に十分注意すること。公園内では、車両は時速5km以下で決められた舗装路を走行し、草地には乗り入れないこと。

13. 留意事項

(1) 登録に関して用いる言語は日本語とし、金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。

(2) 出店する権利を第三者に譲渡し、継承させることはできない。

(3) 出店の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。

(4) 区が必要と認めるときは、登録の内容を変更又は出店を一時中止することができる。

(5) 電力や水は出店者が各自で用意すること。

(6) 出店により発生した汚水は、公園内に排水しないこと。持ち帰り適正に処理すること。

(7) 酒類の販売はしないこと。

(8) 区が許可した公園施設設置許可書を携帯すること。

(9) 出店終了後は、出店前と同じ状態に戻すこと(原状回復)。

(10) 公園利用者に対する宣伝行為は、同日同公園内における販売目的以外行わないこと。

- (11) 移動販売車のデザイン及び従事者の服装等について、区が確認することがある。
- (12) 公園利用者や近隣住民に影響を与える行為（過度な広告、大音量のBGM、拡声器使用等）は、行わないこと。
- (13) 提出書類に更新が生じた場合（生産物賠償責任保険、自動車関係営業許可書や自動車検査証等）は、更新後、直ちに出店者登録事項変更届を提出すること。
- (14) 区が求める条件等を満たせなかつた場合は、許可を取り消すことがある。その取り消しにより、出店者に損失が生じても、区はその損失を補償しない。
- (15) 食品衛生責任者の資格を有する者は、出店中は原則常駐すること。
- (16) 出店に係る事故及び苦情については、迅速に対処し、当該公園管理事務所及び区に報告すること。
- (17) 区は、移動販売車や出店物等の盗難、破損及び紛失等について一切責任を負わない。
- (18) 公園施設を破損、損傷させないこと。破損、損傷させた場合は、直ちに当該公園管理事務所及び区に報告し、区と協議のうえ、出店者の負担において原状回復すること。
- (19) 公園内で事故・事件を発見した場合は、直ちに当該公園管理事務所及び区に連絡すること。
- (20) 搬入・搬出時は、公園管理事務所に声掛けすること。
- (21) 緊急で出店を中止する場合、出店当日の午前9時までに必ず以下の連絡先に連絡すること。

公園名	連絡先
井草森公園	03-5310-4515
柏の宮公園	03-3329-5686
蚕糸の森公園	03-3315-7247
下高井戸おおぞら公園	03-3321-5022
馬橋公園	03-3336-1105
桃井原っぱ公園	03-3390-3154
塚山公園	03-3302-8989

- (22) 出店日毎に販売実績を記載し、毎月販売実績報告書を出店月の翌月10日までに提出すること。販売実績報告書は、A4サイズで作成すること（参考例を参照し作成する、又は、参考例をそのまま使用しても構いません）。
- (23) 区が実施するアンケート等に協力すること。

(24) 本要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。

14. 出店者登録の抹消

出店者登録を抹消したい場合は、取りやめる 10 日前までに理由を付して区に届出なければならぬ。

15. 出店の中止

出店を取りやめる場合、出店日の前日（土日祝日、年末年始を除く）までに区に連絡すること。使用料は、区が特別に認める場合を除き、還付しない。なお、荒天（台風や大雪等）により杉並区に警報が発令された場合については、振替対応とする。

16. その他

本要項に定めのない事項については、区の指示に従うこと。また記載事項の解釈について疑義が生じた場合も同様とする。なお、運営上の事情等により、本要項を予告なく変更・改定・廃止する場合がある。

17. 問合せ先及び受付窓口（午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日祝日、年末年始除く））

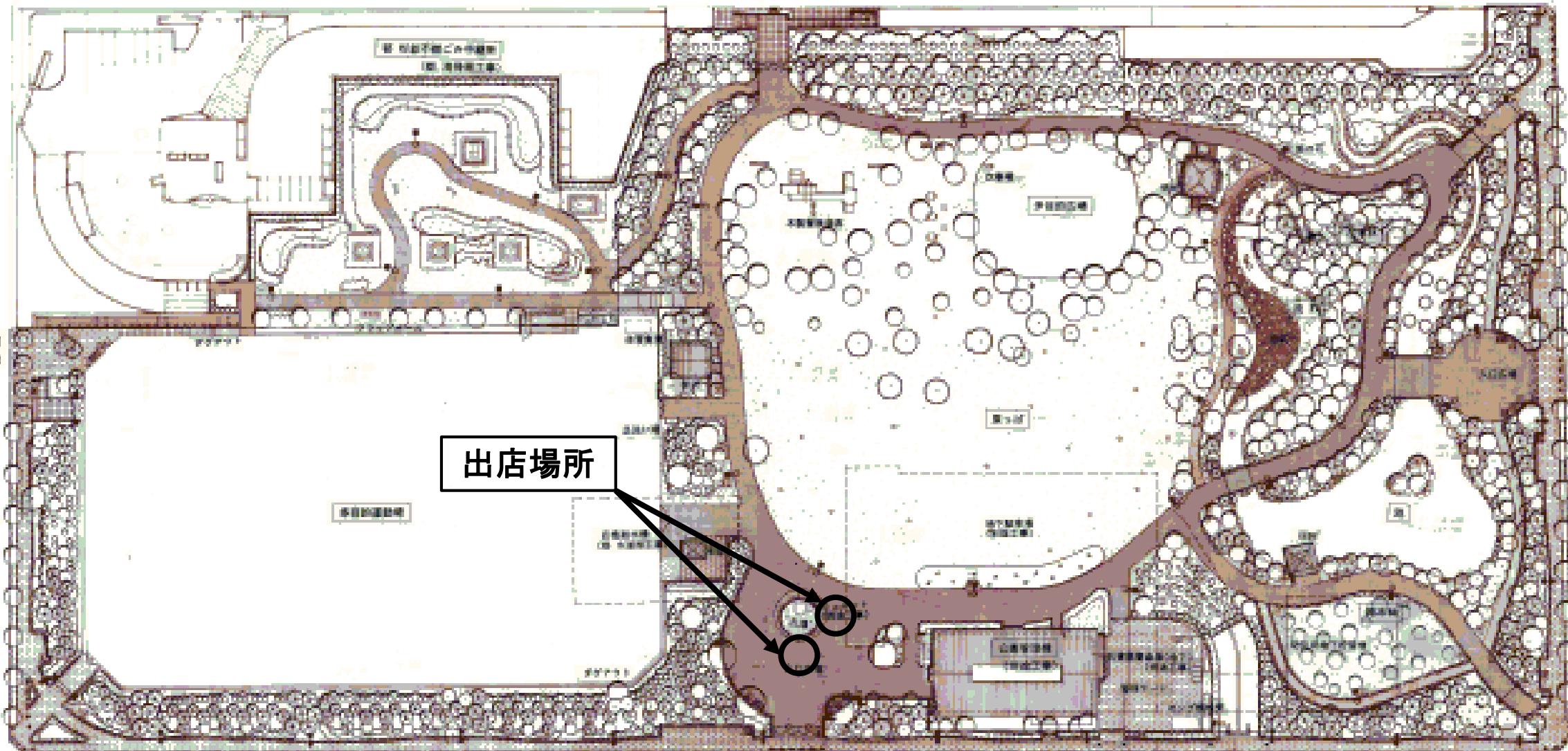
杉並区 都市整備部 みどり公園課 運営グループ

住 所：〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

電 話：03-3312-2111（内線3574）

FAX：03-5307-0697

メール：koen-k@city.suginami.lg.jp



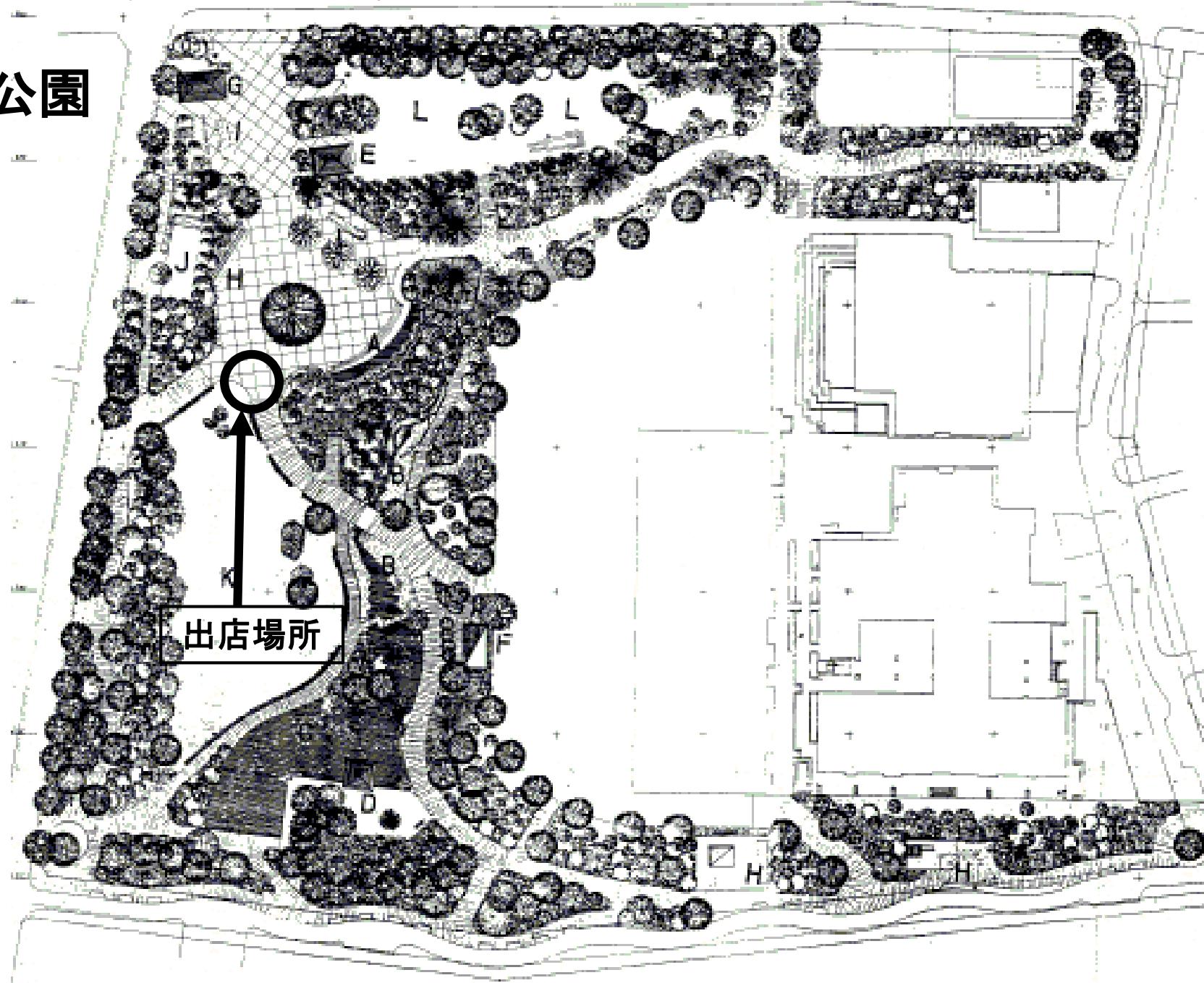
柏の宮公園

別紙2



蚕糸の森公園

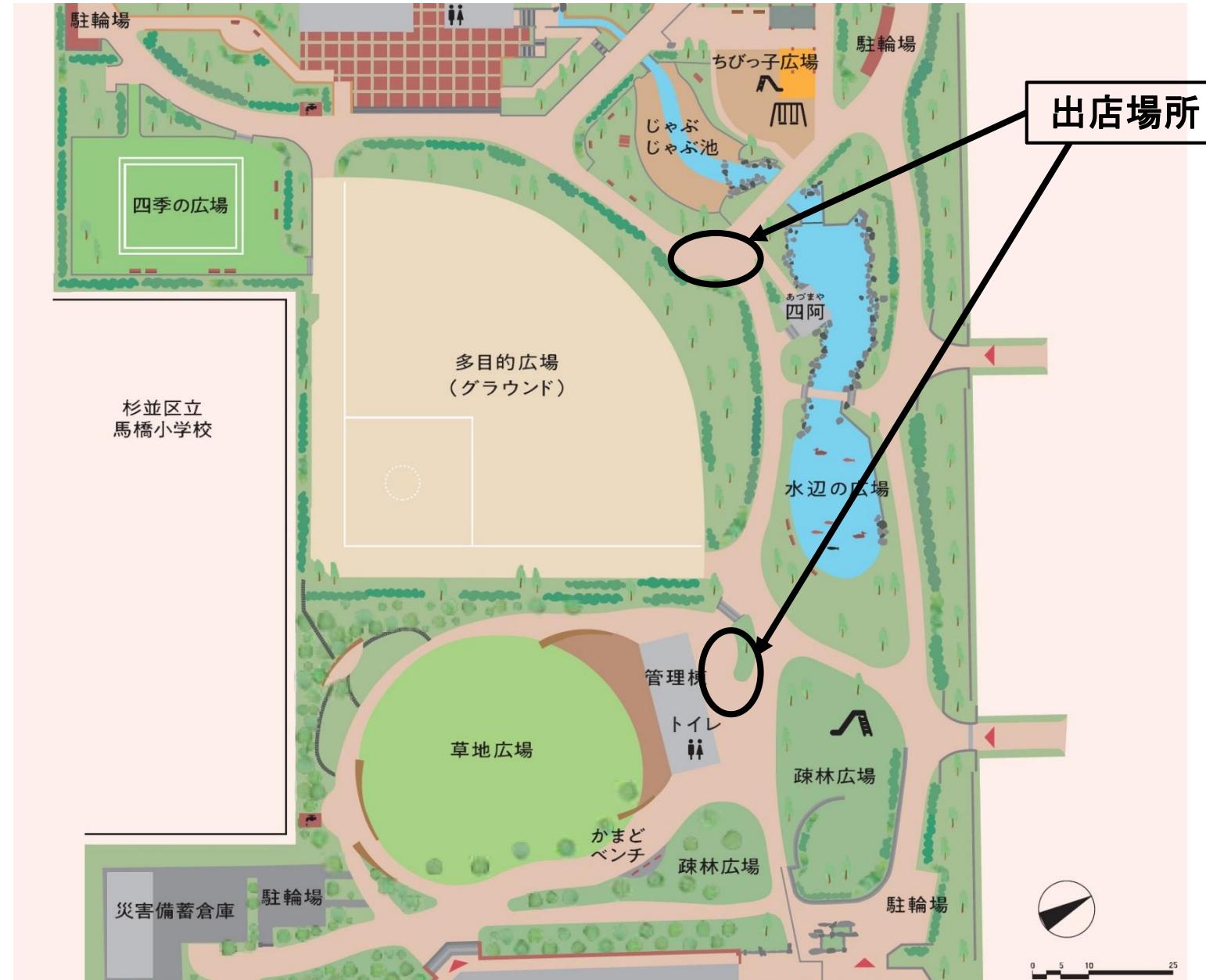
別紙3



下高井戸おおぞら公園

別紙4





桃井原っぱ公園

別紙6

